

要望書

平成13年8月
大阪府・大阪市・大阪商工会議所

1. 大阪圏の再生

国においては、「都市再生本部」を内閣府に設置され、「20世紀の負の遺産」の解消、「21世紀の新しい都市創造」という取り組み方針のもと、「21世紀型都市再生プロジェクト」を選定し、都市魅力と国際競争力の向上を目的とした「都市再生」を強力に進めようとしている。

大阪圏の再生こそが、我が国が取り組むべき喫緊の課題であり、都心部の再活性化や基幹的インフラ（国際空港、情報拠点等）の複眼的整備、密集市街地の再整備等インナーエリア・ベイエリアの再生などの取り組みを通じ、経済の活性化、国土全体の安全性確保、豊かで快適な都市生活の実現を図っていくことが不可欠である。

このため、国におかれては、こうした観点から都市再生プロジェクトを適切に選定されるとともに十分な財源を確保され、また、必要な制度改正等もあわせて講じられるよう要望する。

大阪圏の課題

経済の低迷	20世紀の負の遺産	基幹的なインフラ整備の遅れ
中枢管理・情報受発信機能等の東京一極集中 ・産業構造の転換の遅れ ・生産機能等の地方分散・海外流出 ・国際的なビジネス環境の悪化 等	・市街地の居住環境悪化、交通渋滞、犯罪等生活環境の悪化 ・地震、水害等災害に脆弱な都市構造 ・大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の歪み 等	・国際空港、情報拠点等の基幹的なインフラ整備の遅れ ・中枢管理・情報受発信機能等が東京に一極集中した結果、大災害等に脆弱な国土構造 等

再生に向けた世界都市形成戦略

(1) 経済の再生 (2) 循環型快適環境都市の形成 (3) 安全・安心都市の形成

都市再生本部への提案プロジェクト(重点項目)

<ul style="list-style-type: none"> ・関西国際空港を中心とした内外との航空ネットワークの形成 ・都市再生交通ネットワークの形成 ・ブロードバンド時代に対応したIT都市の形成 ・研究開発システムの変革 ～バイオ情報ハイウェイの構築 ・ものづくり機能の向上支援 ・大阪エコエリア構想 ・八尾空港を活用した近畿圏の広域防災基地整備 ・安全に安心してさせるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪駅北地区 ～国際コンペによる先導的まちづくり～ ・夢洲地区～環境共生・資源循環型の21世紀モデル都市～ ・御堂筋の再生～商都・大阪の復興～ ・インナーエリアの再生 ・在来臨海部の再生 ～「住・職・遊」複合のまちづくり～ ～広域防災拠点の整備～
--	--

都市再生本部への提案プロジェクト(重点項目)

関西国際空港を中心とした内外との航空ネットワークの形成

我が国唯一の本格的24時間空港としてのメリットを活かし、成田とともに増大する我が国の国際航空需要に対応するとともに我が国の将来の発展基盤を整備するため、関西国際空港を中心とした航空ネットワークの形成を推進

- ・国際ハブ空港機能の確保
- ・国際競争力の強化
- ・陸・海・空にわたるアクセスの強化
- ・利便性の向上と経営基盤の強化

都市再生交通ネットワークの形成

大阪経済の再生に向け、都心部での交通渋滞を解消するとともに、経済圏の拡大を支える広域的な交通ネットワークを整備するため、3環状道路の整備を推進

- ・大阪都市再生環状道路の整備（淀川左岸線～大阪門真線～近畿自動車道～大和川線：約60km）
- ・関西中央環状道路の機能強化（近畿自動車道の拡充など：約230km）
- ・関西大環状道路の整備（第2名神高速道路、京奈和自動車道、紀淡連絡道路など：約280km）

ブロードバンド時代に対応したIT都市の形成

西日本、アジアの情報拠点都市として、東京に匹敵するIT利用環境の実現を図るとともに、IT社会における日本全体のネットワークの安全性の確保・向上のため、大阪におけるIX拠点の整備及びブロードバンド網の構築の促進

- ・IX拠点等の整備促進による低額・高速な通信環境の整備
- ・国際集客・インテリジェント都市の構築

研究開発システムの変革～バイオ情報ハイウェイの構築～

大阪・関西が有するバイオに優れた大学・研究機関をネットワークにより有機的に連携させ、バイオに関する研究開発から産業育成まで一環した仕組みを構築することにより、バイオ産業の集積を形成

- ・高速大容量の情報基盤、解析センターの整備等による関西圏の大学・研究機関のネットワーク化
- ・研究開発への重点投資
- ・インキュベーション機能等の整備によるバイオベンチャーの創出支援

ものづくり機能の向上支援

新事業の創出と中小企業活性化による地域活性化に向け、既存の産業集積の中で、産学連携、新技術の製品化、人材育成等を推進するため、東大阪地域において、ものづくり支援拠点を整備するなどの取組を推進

- ・必要なサービスを一元的・効率的に提供するための環境整備
- ・安価で良質な賃貸工場等を提供するための仕組みづくり
- ・中小企業庁の大阪への移転
- ・西日本版アビリティーガーデンの誘致

大阪エコエリア構想

廃棄物最終処分場跡地等を活用し、民間事業者を主体としたリサイクル施設等の整備や、自然とふれあう場など環境創造の推進

八尾空港を活用した近畿圏の広域防災基地整備

大規模な災害発生時における国の総合調整による広域防災体制の確立に向け、八尾

空港を広域防災基地として位置付け、整備を推進するとともに、八尾空港を核とした近畿圏の防災拠点ネットワークを構築

- ・八尾広域防災基地の整備
- ・国の機関や空港、港湾を含む近畿圏の防災拠点とのネットワークの構築

安全に安心してらせるまちづくり

災害や犯罪などに強い、安全に安心してらせるまちづくりを推進するため、大阪都市圏の治安基盤の強化や誰もが安全・安心に活動できる生活空間の形成を推進

- ・防犯・捜査機能の向上
- ・都市防災機能の向上
- ・道路・交通環境の整備・充実

大阪駅北地区～国際コンペによる先導的まちづくり～

- ・まちづくりのコンセプトを広く世界から求め、21世紀のリーディングプロジェクトにふさわしい高次都市機能の集積、魅力ある都市空間、情報インフラ等を備えた関西復権のプロジェクトの実現
- ・IT産業、本社機能の集中的な立地促進のため、先行的都市インフラ整備に対する支援、及び事業所に係る税の減免などを図る都市再生特区（エンタープライズゾーン）の設定
- ・都市基盤整備公団を活用した日本鉄道建設公団用地（約6ha）の先行的整備によるトリガープロジェクトの始動
- ・都市再生総合整備事業、土地区画整理事業などの重点投資

夢洲地区～環境共生・資源循環型の21世紀モデル都市～

- ・太陽光利用の住宅、生物環境の創出や水質浄化をめざしたエコポート整備などによる環境共生システムの導入
- ・雨水、下水高度処理水の再利用などによる循環型都市システムの導入
- ・総合的・集中的にパッケージとして展開できる事業制度の確立による環境共生・資源循環型のモデル都市の実現

御堂筋の再生～商都・大阪の復興～

- ・企業立地促進施策及びインキュベーション施設の整備に向けた制度の創設などの産業振興施策の推進
- ・都心部低未利用地を活用した都市基盤整備公団による船場デジタルタウン構想の推進
- ・御堂筋の情報をアピールする御堂筋情報センターの整備推進
- ・快適なビジネスチャンスを生み出すための主要駅におけるバリアフリー化の推進

インナーエリアの再生

人口減少、災害に弱い都市構造、基盤の未整備等の様々な課題を抱えるものの、大

阪都心部への近接性、交通利便性など高い開発ポテンシャルを有する密集市街地等
インナーエリアの活力ある市街地への再生

- ・インナーエリア再生システムの改革
- ・都市拠点群の重点的整備
- ・都市再生包括交付金制度の創設

～老朽木造密集市街地対策～

防災骨格の形成に対する公民の適切な役割分担による公共投資と、民間の建築活動の誘導をベースとした密集市街地の整備を進める。

- ・防災骨格の形成 : 都市計画道路や生活道路の整備、並びに沿道の不燃化
- ・狭隘道路の整備 : 道路後退部分の整備に対する助成
- ・老朽住宅の建替え促進 : 建築規制の柔軟な運用や交換分合手法の活用等による自主建替の促進、協調・共同建替に対する助成、既存狭小宅地への公庫融資の導入
- ・従前居住者の居住安定 : 公共施設整備や民間住宅建替に伴う(仮)移転者用住宅の確保
- ・市民主体のまちづくりの推進 : 市民主体のまちづくり支援システム

～安全で利便性の高い居住空間の形成～

- ・避難地・避難路の整備、浸水対策としての下水道大幹線、地下河川の整備促進
- ・駅前等の地域核におけるバリアフリー化の促進
- ・駅前等の地域核における保育所施設の整備促進に向けた制度創設

在来臨海部の再生

～大規模低未利用地等の有効活用による「住・職・遊」複合のまちづくり～

- ・民間投資を誘発する規制緩和、都市インフラの先行整備、開発マネジメントなどの制度の整備
- ・企業立地促進施策及びインキュベーション施設の整備に向けた制度の創設など産業振興施策の推進
- ・工場等制限法の廃止

～大阪臨海部の広域防災拠点の整備～

- ・広域防災拠点の中心的位置を占める大阪臨海部での整備が重要
- ・大量緊急物資・資材の受け入れ可能な海上輸送基地をもつ広域防災拠点
- ・木造密集市街地等の耐震、不燃化の促進や都市環境改善をめざす移転・仮移転用地をもつ防災拠点
- ・空港や他の防災拠点との広域的アクセス、緊急交通路が充実した広域防災拠点

(参考)

平成13年5月18日 第1回都市再生本部会議

平成13年6月14日 第2回都市再生本部会議

平成13年7月10日～ 大阪府・市等から都市再生本部に対する提案・説明

2 . 大阪産業の活性化

大阪経済は、産業構造の転換が遅れ、廃業率を下回る低水準の開業率や、事業所数・従業者数の減少などに直面しており、中小企業は、グローバル化や情報化の進展などの環境変化への対応が求められている。

このため、大阪経済の活性化に向けて、人・もの・情報が集まる国際集客都市づくりを進めているが、さらに大阪の知名度向上と集客力の強化を図っていくことが重要である。

また、その集客効果を活かして、新たなビジネスチャンスを生み出し、内外の社会経済環境の変化に対応してチャンスを活かしていくことのできる競争力のある強い中小企業やベンチャー企業を創出、育成し、新たな産業の集積を促進するなど、大阪産業の活性化を図るため、次の諸点について格別の配慮をされたい。

1 . 中小企業の競争力強化、創業・ベンチャー支援の拡充

中小企業支援センターや、大阪TLO、新事業支援施設（インキュベータ）整備等の事業に対する支援措置の拡充を図られたい。

2 . 中小企業金融の円滑化

厳しい経営環境にある信用保証協会の経営基盤を強化するとともに、景気動向に対応して機動的な融資制度の運用や前向きな資金需要に対応できるように、中小企業金融制度の拡充を図られたい。

3 . 都市部における産業集積の促進

工場等制限法の廃止をはじめとする規制緩和を図るとともに、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（地域産業集積活性化法）」に基づく支援措置の拡充を図られたい。

4 . 映画等ロケーション誘致事業への支援

大阪の知名度向上と集客力の強化につながる「全国フィルム・コミッション連絡協議会」の活動に対する支援を図られたい。

5 . 中小企業庁の大阪への移転等

中小企業庁及び中小企業総合事業団をはじめとする中小企業支援機関の大阪への移転、並びに中小企業の活性化やベンチャービジネスの振興に関する先進的な取り組みの大阪での実施について特段の配慮をされたい。

(具体的な要望項目)

1. 中小企業の競争力強化、創業・ベンチャー支援の拡充

○中小企業支援センター事業の充実にかかる補助金の拡充等

- ・都道府県等中小企業支援センター事業の円滑な実施のための中小企業経営資源強化対策費補助金の確保、特にサブマネージャー設置費については、増額またはプロジェクトマネージャー設置費との流用などの弾力的な運用
- ・創業予定者に対する奨励補助金制度の創設
- ・地域中小企業支援センターが増設できるよう、小規模事業経営資源強化対策費補助金の国庫補助率(1/2)の引き上げ等の実施

○大阪TLOに対する支援の充実

- ・「大学等技術移転促進法」に基づく産業基盤整備基金からの補助金について、補助対象経費の拡大を含めた補助金の増額及び補助期間(5年)の延長
- ・TLOに対する国の特許流通アドバイザーの増員、派遣期間(5年)の延長

○インキュベータの整備・運営に関する制度の拡充

- ・地域新事業創出基盤施設整備費補助制度における地域指定の緩和並びに、遊休施設の活用を進めるための補助金適正化法に基づく財産の処分制限期間の緩和
- ・インキュベータ入居者等に対する支援事業及び高速回線の設置・運営に要する経費に対する補助制度の創設
- ・民間インキュベータの施設建設や実験設備等に対する助成措置の創設

2. 中小企業金融の円滑化

○信用保証協会の経営基盤強化

- ・中小企業金融安定化特別保証制度にかかる補てん財源の確保
- ・信用保証協会基金補助金の増額

○中小企業金融制度の拡充

- ・ 中小企業総合事業団に対する出資金の増額
- ・ 中小企業総合事業団の保険てん補率の引き上げ等保険条件の緩和
- ・ 中小企業体質強化基金助成制度にかかる貸付条件の緩和
- ・ 国の特定社債保証制度の純資産要件（5億円以上）の緩和
- ・ 政府系金融機関における事業の将来性や経営者の資質などに着目した融資方法の導入
- ・ 中小企業の企業買収（M & A）支援のための政府系金融機関や信用保証制度における融資制度の創設

3．都市部における産業集積の促進

○工場等制限法の廃止及び工業再配置促進法の廃止を含む抜本的な見直し

○特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（地域産業集積活性化法）に基づく支援の拡充

- ・ 公設試験研究機関の研究機器の設置等に対する補助金の確保
- ・ 民間事業者による賃貸工場整備に対する低利融資制度の創設

4．映画等ロケーション誘致事業への支援

○本年8月に設立予定の「全国フィルム・コミッション連絡協議会」が行う、各地のフィルム・コミッションに対する活動支援や海外への共同プロモーション事業などの活動に必要な資金の確保

3 . 関西国際空港全体構想の早期実現等

1 . 2期事業の円滑な推進のための財政措置

2期事業の円滑な推進が図られるよう、関西国際空港(株)及び関西国際空港用地造成(株)の事業費の確保、並びに、地元地方公共団体の出資・無利子貸付に対する財源措置について特段の配慮をされたい。

2 . 国際ハブ空港機能の強化・充実のための支援措置

関西国際空港全体構想促進協議会「関西国際空港の事業推進方策に関する検討会議」の中間とりまとめに基づき、効率的な整備に努められるとともに、利便性の向上等、関空の国際ハブ機能の向上のための取り組みに対して、必要な支援措置を講じられたい。

また、国において、都市再生や公共事業についての新たな方向を示していく中で、関空会社の経営基盤強化等のための抜本的改善策についても検討されたい。

3 . 大阪 - 東京間航空シャトル便の充実

大阪 - 東京間航空シャトル便について、さらなる便数確保、利便性の高いダイヤ編成に取り組みられたい。

4 . 関連地域整備事業の推進

空港立地に伴う地域整備については、引き続き各種事業の推進に努められるとともに、2期事業に対応した地域整備については、「関西国際空港を活用した広域国際交流圏整備計画」等に基づき、国を挙げた取り組みの下、その推進に努められたい。

関西国際空港 2 期事業の概要（平成 7 年12月）

- ・ 整備内容：埋立面積 約545ha（別途横風滑走路取付部地盤改良約70ha）
 滑走路 平行（B）滑走路 4,000m
 施設 2007年 年間処理能力18万回対応施設供用
 片方のウイングに相当するサテライト及び
 アクセス施設として連絡シャトルを整備
 （第2PTBは需要動向等を見ながら将来検討）
 2011年 当面23万回対応の施設供用（残る3万回は需
 要等を勘案して将来検討）
- ・ 事業手法：用地造成は関西国際空港用地造成(株)、施設整備は関西国
 際空港(株)が行う上下主体分離方式
- ・ 事業費：総事業費1兆5,600億円（上物:4,200億円、下物:1兆 1,400億円）
- ・ 資金スキーム：無利子資金比率 上物 出資金：30%
 下物 出資金：30%、無利子貸付金25%
- ・ スケジュール：平成 8 年 関西国際空港用地造成(株)設立（6月11日）
 実施設計調査着手
 平成11年 現地着工（7月14日）
 平成19年 B滑走路供用開始・18万回対応施設供用
 平成23年 23万回対応施設供用

平成 1 3 年度予算状況

	平成13年度事業費
関西国際空港 2 期事業費	1,072 億円
用地造成	1,064 億円
施設整備	8 億円

「関西国際空港の事業推進方策に関する検討会議」（平成12年12月設置）

関西国際空港の事業を将来にわたり安定的に推進し、利便性の向上と利用促進を図り、国際ハブ空港としての機能を強化・充実するため、関西国際空港の事業推進方策について地元の立場で幅広い観点から検討するため、関西国際空港全体構想促進協議会の下に設置。

検討内容

- ・ 関西国際空港の役割、位置づけ、現状及び需要見通しについて
- ・ 関西国際空港の利用促進と利便性向上の方向について
- ・ 国際競争力強化や航空ネットワークの拡充の具体的な方策について
- ・ 関西国際空港の事業の安定的な推進に向けた課題について

「関西国際空港に関する検討委員会」(平成12年11月設置)

関西国際空港を巡り、その需要見通し、経営見通し、他空港との機能分担、2期事業の進め方等についての様々な問題を検討するため、国土交通省航空局に設置。

検討内容

- ・今後の我が国の経済動向等
- ・関西国際空港の長期的な需要見通し
- ・上記見通しを踏まえた経営見通しと2期事業の進め方 等

関西国際空港便数の推移

(便/日)

		開港時	95夏期	96夏期	97夏期	98夏期	99夏期	00夏期
国際	便数	48	67	80	91	93	89	97
	就航国	21	28	35	36	35	32	30
	就航都市	44	62	74	76	74	71	73
国内	便数	67	80	84	78	75	73	73
	路線数	24	28	33	32	31	27	24

関連地域整備に関する経緯

昭和56年5月	運輸省が地元3府県に対し、三点セット(空港計画案、環境影響評価案、立地に伴う地域整備の考え方)を公表
昭和56年6月	大阪府が「地域整備構想案」を公表
昭和57年7月	大阪府が三点セットについて「計画の具体化を進めるべきである」と運輸省に回答
昭和58年5月	国が「関西国際空港関係閣僚会議」、大阪府が「関西国際空港空港計画推進本部」を設置、初会合
昭和58年度 ～59年度	国が「泉州・紀北地域総合整備計画調査」(国土総合開発事業調整費調査)を実施
昭和60年12月	国が「関西国際空港関連施設整備大綱」を策定
昭和61年11月	2市1町(泉佐野市、田尻町、泉南市)が大阪府に埋立同意の回答
12月	大阪府が「関西国際空港関連地域整備計画」を策定
昭和62年1月	関西国際空港着工
平成6年9月	関西国際空港開港
平成8年度	国土庁と大阪府が共同で「関西国際空港周辺地域に関する調査」を実施
平成9年度 ～10年度	国が「関西国際空港を活用した広域国際交流圏整備計画調査」(国土総合開発事業調整費調査)を実施
平成11年10月	国が「関西国際空港を活用した広域国際交流圏整備計画」を公表
平成11年12月	大阪府が「関西国際空港を活用した地域振興ビジョン」を策定

4 . ホームレス対策並びにあいりん対策の推進

ホームレス対策については、平成11年5月26日のホームレス問題連絡会議とりまとめ「ホームレス問題に対する当面の対応策について」の趣旨を踏まえ、さらに大阪市の地域事情にも十分配慮して、ホームレスの自立支援事業及び一時宿泊施設の設置費等について必要かつ十分な財政措置を講じられるよう要望するとともに、今後、ホームレス対策を総合的に推進する観点から、特別法の制定と実効ある雇用・就労対策について、引き続き検討し、実現されたい。

あいりん対策については、現在実施している地方単独事業に対する国庫補助制度の創設並びにあいりん地域の環境改善を目指したまちづくりのための特別の財政措置などを講じられたい。

とりわけ、雇用創出のための高齢日雇労働者の就労支援事業に対する財政措置を講じられたい。

主なホームレス対策事業概要

ホームレス巡回相談事業

市内ホームレスを巡回して生活、健康相談等を実施

自立支援センター整備・運営

自立支援センターを整備し、入所者の就労による自立を支援

野宿生活者常用雇用促進事業

自立支援センター入所者の常用就職等への円滑な誘導を図るため、入所期間中に指導員の指示の下、府管理施設等の清掃・除草等の作業に30日間連続して、従事させることにより、常用就職のための意欲・習慣を醸成する

生活ケアセンター運営補助

野宿している生活困窮者を対象として昼・夜の巡回相談を行うとともに、要緊急援護者には14日以内の短期間、施設で援護

補助先：社会福祉法人大阪自彊館

仮設一時避難所の整備・運営

公園適正化対策として公園内に仮設一時避難所を整備・運営し、ホームレスの自立支援を図るとともに、テント・小屋掛けの撤去を行う。その後、自立支援センターに順次入所させること等により退所させ、3年以内に廃止する

主なあいりん対策事業概要

職業訓練事業

日雇労働者の常用就職の促進を目的に、大型自動車運転等の技能講習を実施

種類：大型自動車・大型特殊自動車運転・フォークリフト運転等

福利厚生措置事業

日雇労働者の労働福祉の向上と勤労意欲の向上を図るため、夏季、冬季に一時金を支給

支給金額：12年夏季 16,900円/人 12年冬季 18,400円/人

13年夏季 16,900円/人

越年対策事業

年末年始は、日雇就労が困難となるため食・住に困窮する労働者を臨時宿泊所へ入所させることにより援助

11年度：12月29日～1月7日の入所保護者 2,627人

12年度：12月29日～1月9日の入所保護者 2,335人

社会医療センター運営整備助成

あいりん並びにその周辺の居住者及び生計困難者に対し、無料定額診療を実施

補助先：社会福祉法人大阪社会医療センター(あいりん総合センター内に設置)

地域内生活道路清掃事業

あいりんでは大量のごみが散乱し、地域に対する偏見の要因ともなっているところから環境美化のため、生活に困窮する高齢日雇労働者を雇用し、生活道路の清掃を毎日実施

市有地除草等作業

あいりん高齢日雇労働者に就労機会を提供し、自立生活を助長するため、市有地の除草作業等を実施

高齢日雇労働者特別清掃事業

高齢日雇労働者の雇用の安定に資するため、(財)西成労働福祉センターに登録している55歳以上の日雇労働者を対象に、あいりん労働福祉センター内の清掃を実施

12年度実績 延べ5,201人

緊急一時援護

平成12年4月1日から、(通称)三角公園南側に臨時夜間緊急避難所(夜間シェルター・定員600人)を設置・供用開始し、夜食として乾パンを支給